

医療的ケア実施同意書

1	毎年度、子ども未来課へ様式1～4を提出し、子ども未来課が医療的ケアの実施(継続)可否を判断すること。
2	実施の可否を判断するため、子ども未来課が関係機関から児童等の情報提供を受けること。
3	保育所等で医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、関係者や担当看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
4	保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに保育所又は子ども未来課へ報告するとともに、様式1～3を提出すること。
5	医療的ケアを実施するに当たり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者の負担となること。
6	保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器(予備バッテリーを含む。)、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、保育所等に預託すること。使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。
7	保育所における薬の取扱いは「薬の使用依頼書」、「処方箋・薬の説明書のコピー」を提出すること。
8	医療的ケアを安全に実施するために、入園時や登園する際などには、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定の期間、保護者は付添いの協力をすること。
9	看護師の欠員等やむを得ない理由により医療的ケアが実施できない場合があること。
10	登園前に家庭にて健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等が普段と違い、体調が悪い時には、登園を控えること。
11	保育所や看護師等が必要と認めるときには、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。
12	児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所が判断した場合、その他必要な場合には、保育所が事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。それに伴い生じた費用は保護者の負担となること。
13	安全に保育所生活を送れるよう、保護者等から提供された申込内容等及び関係機関から提供を受けた児童等の情報を園長、保育士、嘱託医等で共有すること。
14	緊急時の対応のために、「様式3. 医療的ケアに係る主治医意見書兼指示書」等の内容を、主治医以外の関係機関等に情報提供すること。
15	救急搬送の必要性が生じた場合、救急搬送先の病院については、その時の状況を把握している救急隊に判断を委ねること。
16	医療的ケアが必要な児童の状況について、保育所生活を送る上で必要なことは、他の児童や保護者との間で共有する場合があること。
17	入園時や転園時において、他の関係機関と必要な情報を共有すること。
18	災害時対策として、3日分の薬と食事(栄養剤)を事前に持参すること。
19	上記のほか、必要に応じ保育所との間で取り決めた事項を遵守すること。

(宛先) 宇城市長

年 月 日

確認事項について、全て同意の上医療的ケアの実施を依頼します。

児童氏名 _____

保護者氏名 _____